

中間検査基準

(目的)

第1条 建設工事検査事務処理要領（以下「要領」という。）に規定する中間検査を行うために必要な事項を定めて、品質の確保と向上に努め工事の良好な完成を図ることを目的とする。

2 中間検査は、出来形部分等検査及びしゅん功検査を補完するために実施し、完了時点までに工事監督員が行う段階確認検査の範囲内とする。

(対象工事)

第2条 検査の対象工事は、工期が概ね2か月以上かつ設計金額が500万円以上の次に掲げるもの及び別表1による。

(1) 重要構造物工事（構造物に欠陥があることで重大な管理上のかしが予想されるもの、又は手戻りが発生すると事業目的に大きな影響を与えるもの。）

(2) しゅん功検査時に不可視となり出来形、品質の確認が著しく困難と予想される工事

(3) 施工段階の重要施工箇所における施工状況、出来形、品質等の確認

(4) 工事検査課長が必要と認めた工事

2 事前に対象工事である旨を設計図書（特記仕様書現場説明書等）に対象工事及び回数を明記し、実施する。

(検査の実施等)

第3条 工事監督員は、あらかじめ請負人から提出された施工計画書等により中間検査実施時期について検査員と日程調整を行い、実施時期を決定し請負人に通知する。

2 検査員は、検査の結果、不適切な事項を確認したときは、現場において直ちに工事監督員を介して請負人に改善を求める。また、必要により指摘事項等の再検査を行う。

3 検査員は、中間検査の実施結果について報告書（様式7）を作成し、工事施行成績評定表の関係書類として添付する。

(その他)

第4条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、工事検査課長が別に定める。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年10月1日から施行する。